

「令和 8 年度脱炭素製品等の需要創出に向けたモデル実証事業委託業務」の入札説明書に関する質問回答

令和 8 年 6 月 1 9 日
環境省地球環境局
総務課
地球温暖化対策課

No.	質問事項	回答	備考
1	脱炭素価値の表示内容について確認いたします。仕様書では、対象製品が有する脱炭素価値（温室効果ガス削減効果、従来品との差分等）を踏まえ、訴求方法の複数案を設計すること、また、簡易な数値情報や比較表示を行う場合には過度な強調や誤解を招く表現とならないよう配慮することが記載されています。本業務における脱炭素価値の表示に当たり、CO2 排出削減量や従来品比削減率等の定量的な表示は必須でしょうか。それとも、削減効果の根拠を有し、誤認防止やグリーンウォッシュ回避に配慮した表現であれば、定量値を表示しない形での実証も可能でしょうか。	脱炭素価値の表示に当たっては、原則として定量的な表示を行うことが必要と考えます。仮に CO2 排出量等に係る定量的な表示が難しい場合においては、その他の方法により削減効果の根拠を定量的に示し、誤認防止及びグリーンウォッシュ回避に配慮することが必要です。	
2	関係企業に支払う事業費の対象経費について確認いたします。仕様書では、関係企業に費用負担が生じる場合、契約・精算手続きに基づき必要費用を支払うこと、関係企業に支払う事業費の総額は最大 3,000 万円（税込）とすること、支払い対象とする経費は仕様書 3 (1) ②に準ずることが記載されています。対象経費として、実証用商品の提供費、店頭・EC 等での販売実証に係る運営費、教育・普及啓発に係る教材制作費・イベント運営費、アンケート・データ取得費、クーポン・ポイント等のインセンティブ原資、関係企業側の人件費・外注費等が考えられます。対象経費の考え方や、対象外となる経費があればご教示ください。	人件費、消耗品費・旅費等の業務費、外注費等、実証事業に直接的に必要な範囲の経費であれば対象と考えます。一方で、例えば、実証期間終了後にも活用が可能な一定金額以上の備品等については対象外となります。なお、通常の事業活動との切り分けが困難な経費については、個別に協議の上で判断します。	

【機密性1】

No.	質問事項	回答	備考
3	スケジュールおよび環境省への報告頻度について確認いたします。仕様書では、公募準備・公募・採択について1か月半程度、採択後の伴走支援、効果検証、成果整理について8か月程度を想定している旨が記載されています。契約締結時期に応じて詳細スケジュールは協議のうえ決定されるものと理解しておりますが、環境省として想定される主要マイルストーン（公募開始、採択決定、実証開始、中間報告、最終データ提出、報告書案提出等）や、定例会・進捗報告の頻度について想定があればご教示ください。	ご指摘のとおり、契約締結時期に応じ、主要マイルストーンを含めた詳細スケジュールを協議の上で決定することを予定しています。定例会や進捗報告の頻度についても、仕様書を踏まえつつ、個別に協議の上で決定します。	
4	落札日をもって契約開始日とするとの記載があることから、提案書に記載した実証推進のための関係企業への再委託は落札日の契約であれば認められるとの認識で構わないか（業務1および業務2ともに）。また、それらの関係企業への再委託については「再委任等承諾申請書」の提出、貴省の承諾を要すると認識するが、申請書の承諾日を待たない契約も認められるか。	関係企業への再委託は環境省の承認後となりますので、落札後ただちに認められるわけではございません。 また、申請書の承認を待たない契約は認められません。	
5	「再委任等承諾申請書」の貴省承諾日以降でないと再委託契約ができない場合、貴省が承諾までに要する日数はどの程度を見越しておくべきか。（実証開始スケジュールに影響があるため）	1週間程度とお考えください。	
6	提案書に記載した実証推進のための関係企業については見積合わせを要することなく再委託できると解したがその認識で構わないか。	再委託先の選定方法については、必ずしも見積もり合わせが必要というわけではございませんが、申請書にて選定理由を記載いただいております。その際は競争性を担保しているか。業務実施可能な唯一の事業者かといった観点で審査を行っております。	
7	本業務は実証も含めて「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針 令和8年3月24日 環境省大臣官房会計課」に準拠し実施するという認識でよいか。	ご認識の通りです。	

No.	質問事項	回答	備考
8	上記、基本方針にのっとりする場合、実証事業団体は人件費、広告宣伝費（キャンペーンの実施費用（分析の一環、集客の目的））に加えて、再委託先となる制作会社等への発注を通じて、POP などの制作物、消費者向けのコミュニケーション用の動画やコンテンツ制作なども支出可能と理解してよいか。これらは資産性を有するが、委託事業後の帰属や継続使用に関して注意事項はあるか。	人件費、再委託を通じたコンテンツの制作費は請求可能です。広告宣伝費はそのままの請求はできませんが、それに係る人件費や会場借り上げ費用、消耗費などに分類したうえで請求いただけます。また POP 等の制作物につきましては契約期間に使用する数量のみが委託費として精算可能となることに留意ください。	
9	実証事業団体は、本実証事業で用いる製品の脱炭素化に資する費用（CFP 算定やクレジット購入）を支出可能と理解してよいか。	実証に必要な経費であって、通常の事業活動と切り分けが困難な経費については、個別に協議の上で判断します。なお、脱炭素化に要する経費については、実証に必要な経費として認められるものであっても、グリーンウォッシュへの懸念が生じないよう慎重に配慮することが必要と考えます。	